

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 用途項の判定

従前の令別表第一(6)項口の防火対象物は、平成21年4月1日より(6)項口及び(6)項ハに区別されるので、用途項の判定にあたっては、市保健福祉局等から、開設する施設の内容、根拠法等を確認するとともに、当該施設の使用実態により判断すること。

2 防火管理者等の指導

改正令及び改正規則（以下「改正令等」という。）の施行日（平成21年4月1日）前であっても、防火対象物の新築等を含み、新たに開設する施設にあつては、防火管理者、消防計画等の防火管理に関する事項は、早期に改正後の基準に適合するよう指導すること。

3 新築時の防火対象物に対する指導

- (1) 消防用設備等については、改正令等の施行日前であっても、改正後の基準に適合するよう指導すること。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、新たに基準が整備されるまでの間は、この設備に代えて、住宅用スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を認めるものとする。なお、設置方法等については、建築危険物課と協議すること。
また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備又は住宅用スプリンクラー設備で、予作動式のものを設置する場合にあつては、停電時の措置（無停電電源装置など）を講じること。
- (2) 神戸市火災予防条例（以下「市条例」という。）第49条の二方向避難について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を消防法施行令第12条の規定に基づき設置した防火対象物については、第49条に基づく二方向避難経路の確保は、同条第2項ただし書きを適用することができるものとする。なお、住宅用スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を設置した場合も同様とする。

4 既存の防火対象物に対する指導

- (1) 改正後の基準で、新たに消火器の設置が義務となる防火対象物にあつては、改正令の附則により、平成22年4月1日までの間は、設置を要しないものとされていますが、当該施設に設置される最低限の消火設備であることから、早期に設置するよう指導すること。
- (2) 新たに開設する施設にあつては、平成14年消予査第129号の査察課長通知「痴呆性高齢者等のグループホームの防火安全対策について」（別記）の3指導指針に準じて指導すること。
なお、改正後の(6)項口に該当する防火対象物にあつては、当該通知のスプリンクラー設備の代替としての屋内消火設備、自動火災報知設備の代替としての非常ベル・住宅用火災警報器の設置の部分は認めないものとする。

5 特例

当該通知により、政令第32条（以下「特例基準」という。）の適用についての考え方が示されたが、新築等の防火対象物にあつては、原則として、特例基準は適用せず、スプリンクラー設備の設置をすること。

